

## 2 安全性の高いまちづくり

|     |       |
|-----|-------|
| 2-1 | 防災    |
| 2-2 | 消防・救急 |
| 2-3 | 防犯    |
| 2-4 | 交通安全  |
| 2-5 | 消費者支援 |



Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 2-1 防災

### 現状と課題

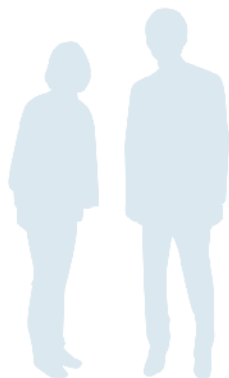
- 東日本大震災を教訓として、今後起こりうる様々な災害に備え、地域や企業などと連携を図りながら、市民一人ひとりの防災意識を高め、災害に強いまちづくりを進めていくことが求められます。
- 地域防災体制の強化について、自助、共助の観点から、地域の防災を担う防災士の育成を推進するとともに、自主防災組織結成率が低いため、結成促進に努めることも必要です。
- 地域住民が自発的に訓練などを行うよう地域の防災意識を高めるとともに、今後も継続して本市の総合防災訓練を実施していくことが重要です。

### 基本方針

- 防災施設、避難路などの整備や自主防災体制の充実など、防災対策を強化します。
- 防火・防災知識の普及、意識の啓発を図ります。
- 災害への備えと対応力のあるまちづくりを進めます。
- 関係部局が連携して津波対策の強化を進めます。

### 施策の体系

|           |   |               |
|-----------|---|---------------|
| 2-1<br>防災 | ① | 地域防災体制の強化     |
|           | ② | 防災意識の高揚       |
|           | ③ | 防災対策や災害時対策の強化 |



## 主な施策の概要と方向性

### ① 地域防災体制の強化

| 施策             | 概要・方向  |
|----------------|--|
| 地域防災計画の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災計画で定められた事項などについて、平時の備えをはじめ、発災時の初動体制などにおいてスムーズな対応が図られるよう職員初動マニュアルなどの改訂に努めます。</li> <li>○地域防災計画は、継続的に見直しを図ります。</li> </ul> |
| 災害時の非常食や資機材の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に避難所となる施設に配備した非常食について、備蓄計画に基づき更新を図るとともに、発電機などの資機材の整備充実に努めます。</li> </ul>   |
| 自主防災体制の充実      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政区を単位とした自主防災組織<sup>*1</sup>の結成を推進します。</li> <li>○市民の防災士資格取得について広報紙やホームページなどで資格取得講座を周知するとともに資格を取得する費用の支援を行います。</li> </ul>   |
| 防災に関する職員の教育    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災大学の受講による防災士の資格取得や防災に関する知識の向上を図ります。</li> </ul>  |
| 防災行政無線の改善の検討   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○無線放送について音量や聞こえ方など、市民から要望があった場合は早期に調査し、スピーカーの向きの調整や無線機の移設などによる改善に努めます。</li> </ul>   |

### ② 防災意識の高揚

| 施策               | 概要・方向   |
|------------------|---|
| 防火・防災知識の普及、意識の高揚 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織の充実を図るため、リーダー育成のための研修情報などを広報紙やホームページで広く周知するほか、防災出前講座を行います。</li> </ul>   |
| 防災訓練の実施          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年実施している防災訓練の検証を行うとともに、東日本大震災の経験を踏まえたより実践的な訓練を実施します。</li> <li>○行政区単位の自主防災組織による、地域独自の訓練を実施します。</li> <li>○災害時協力協定<sup>*2</sup>を締結している市町村と訓練の実施方法などについて情報交換を行います。</li> </ul> |
| 防災の啓発活動の実施       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙、リーフレット、ホームページなどで防火・防災に関する啓発活動を行い、市民の意識の高揚を図ります。</li> </ul>  |

\* 1 自主防災組織：「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民の連携に基づき、結成される防災組織

\* 2 災害時協力協定：災害などのとき、物資や人の援助を受けられるよう、自治体が他の自治体などと結ぶ救援協定

③ 防災対策や災害時対策の強化

| 施策                  | 概要・方向  |
|---------------------|--|
| 防災行政無線の整備           | ○防災行政無線の維持管理を行うとともに、屋外拡声子局の新設や防災ラジオの有償配布を実施し、難聴地区の解消を図ります。   |
| 緊急時における情報発信体制の充実    | ○災害や緊急時の情報提供手段として、防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン、防災行政無線フリーダイヤルなどを活用し、正確でタイムリーな情報発信を行うとともに、広報車両や地元消防団による広報活動を含め、確実に情報が伝わるように努めます。 |
| 海岸防災林の保全・整備         | ○松の植樹や害虫被害の予防と拡大防止のための薬剤散布、伐倒を行い、津波の減衰効果が期待できる海岸防災林の保全・整備を進めます。  |
| 新しい避難場所の指定          | ○既存75か所の避難場所を浸水想定区域や耐震化の有無を根拠に見直すとともに、津波発生時の一時避難場所として、堅固な3階建て以上の民間施設を津波避難ビルに指定する協定締結を推進します。                            |
| 避難場所標識や誘導標識等の更新     | ○経年劣化などにより腐食、破損している避難場所標識・誘導標識などの計画的な更新を行います。  |
| 災害協定の締結の推進          | ○災害時は近隣の市町村も被災することが予想されるため、遠方の自治体との災害協定の締結を推進します。  |
| 災害時の燃料の確保           | ○災害復旧などに従事する車両や病院などの民間施設への優先給油が受けられるよう、災害時の燃料不足の事態に備えて、給油所との協定の締結を行います。  |
| 非常用井戸の整備            | ○引き続き非常用井戸の整備を進めるとともに、整備した非常用井戸の水質検査を定期的実施するなど、適切な維持管理に努めます。   |
| 災害時の通信設備の整備と強化      | ○現在整備しているMCA無線* <sup>1</sup> や衛星電話に加え、市幹部や防災関係部署の職員に新たな通信機を配備し、災害時に相互に連絡が取れるよう通信設備の整備に努めます。                            |
| 避難所の機能向上            | ○発電機などの資機材リース関連会社との協定締結の推進や、MCA無線など災害時用資機材の点検や使用方法の確認を実施します。<br>○季節に応じた備品の調達や衛生管理を含めた環境整備について検討します。                    |
| 避難場所における物資の備蓄や機具の充実 | ○防災倉庫の設置や避難場所の空きスペースなどを活用した備蓄の充実を図ります。   |
| 放射線量の測定             | ○市役所本庁舎敷地内で定期的に測定を実施し、放射線量の把握と周知に努めます。   |

\* 1 MCA無線: Multi Channel Access Systemの略で、複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式

## 数値目標等

| 項目               | 目標の考え方                       | 2016年度 | 2022年度                | 備考 |
|------------------|------------------------------|--------|-----------------------|----|
| 自主防災組織の<br>編成数   | 地域ごとに防災組織を結成し、<br>防災対策の強化を図る | 58行政区  | 91行政区<br>(全行政区<br>区数) |    |
| 防災ラジオの<br>配布数    | 難聴地域の改善を図る                   | 1,061台 | 2,000台                |    |
| 避難場所誘導標識<br>の設置数 | 災害時の円滑な避難誘導を図る               | 89か所   | 128か所                 |    |



Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



## 2-2 消防・救急

### 現状と課題

- 消防事務は、本市と鹿嶋市の2市から構成される常備消防<sup>\*1</sup>の鹿島地方事務組合消防本部と非常備消防<sup>\*2</sup>である消防団で行われています。
- 災害時において、迅速な初動体制を整えるため、消防本部職員や消防団員の補充を進めるとともに、消防体制の強化促進を図る必要があります。
- 消防、防火対策を推進するため、消防本部の充実・整備を図るとともに、消防団の体制強化も求められます。
- 救急業務は、鹿島地方事務組合消防本部において行われています。
- 本市は救急医療が脆弱であり、救急患者や重篤な患者の受入れが不十分な状況であることなどから、これを検証し、対応などを検討するとともに、市民に対する応急救護知識の普及を図ることが必要です。

### ◆本市の火災発生件数

(単位:件)

|       | 建 物 | 林 野 | 車 両 | 船 舶 | その他 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成24年 | 22  | 0   | 7   | 1   | 51  | 81  |
| 平成25年 | 24  | 1   | 6   | 0   | 48  | 79  |
| 平成26年 | 31  | 0   | 3   | 1   | 34  | 69  |
| 平成27年 | 16  | 0   | 4   | 1   | 39  | 60  |
| 平成28年 | 15  | 0   | 1   | 0   | 30  | 46  |

資料:鹿島地方事務組合消防本部

### 基本方針

- 消防本部の充実を図るとともに、消防団の体制の強化を図ります。また、消防水利の計画的な整備を進めます。
- 救急業務については、医療機関と連携しながら救急救助体制の充実を図り、救急収容平均所要時間の短縮に努めるとともに、市民に対する応急救護知識の普及促進に努めます。

### 施策の体系

|              |   |            |
|--------------|---|------------|
| 2-2<br>消防・救急 | ① | 消防・防火対策の推進 |
|              | ② | 救急活動の推進    |

\*1 常備消防:消防組織法に基づき設置する公設の消防署やその分署

\*2 非常備消防:消防組織法に基づき、地域の住民が団員となって組織する消防団

## 主な施策の概要と方向性

### ① 消防・防火対策の推進

| 施策          | 概要・方向  |
|-------------|--|
| 消防本部体制の充実   | ○市民の生命、財産を守るため、常備消防体制の充実・整備を推進し、火災発生時に迅速に対応します。  |
| 消防団の体制の強化   | ○広報紙やホームページなどで活動内容をPRするなど、消防団に対する普及啓発を図ることで団員確保に努めます。  |
| 消防関連施設の整備   | ○消防水利(消火栓、防火水槽、深井戸式消火栓)の計画的整備に努めます。<br>○消防車両、消防機庫、消防用ホースタワーなど、消防団施設の更新を進めます。                     |
| 水防施設や体制の充実  | ○近年多発するゲリラ豪雨や台風などに対応するため、水防倉庫の維持管理、土のうの備蓄、水防資機材の配備に努め、水害発生時に迅速に対応できる体制を充実します。                    |
| コンビナート防災の推進 | ○東日本大震災を教訓に石油コンビナート等災害防止法に基づき、コンビナート各社と災害発生時の迅速・的確な情報伝達、情報の共有ができるよう、共同防災訓練などにより連携を図り、防災の推進に努めます。 |

### ② 救急活動の推進

| 施策                | 概要・方向  |
|-------------------|--|
| 救急救助体制の充実         | ○医療機関と連携を図りながら、救急救助体制の充実に努めます。   |
| 応急救護知識の普及         | ○消防本部で実施する普通救命講習会に際して、自主防災組織や消防団、婦人防火クラブなどに参加を呼びかけます。<br>○小中学校を対象に蘇生教育を実施し、命の大切さや必要な知識を身に付けられるように努めます。 |
| AED(自動体外式除細動器)の普及 | ○公共施設のAED増設を図るとともに、民間企業に対してもAEDの設置を呼びかけます。   |

## 数値目標等

| 項目      | 目標の考え方                            | 2016年度 | 2022年度 | 備考 |
|---------|-----------------------------------|--------|--------|----|
| 消火栓の整備数 | 水道管新設に併せ、未整備地区かつ住宅密集地を優先し消火栓を整備する | 1,813基 | 1,878基 |    |

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

## 2-3 防犯

### 現状と課題

- 神栖警察署が開署したことから、より細やかな巡回活動による犯罪防止、地域の治安の向上が期待されています。
- 地域防犯体制の強化への取組として、防犯カメラの設置や青色防犯パトロール車による巡回を行っています。
- 刑法犯認知件数は、減少していますが、人口比における本市の犯罪発生率は県内では依然として高い状況にあることから、警察や各団体との連携を密にして、未然防止活動に積極的に取り組んでいくことが必要です。
- 神栖市空家等実態調査により判明した1,029戸の空家などのうち、第三者に被害を及ぼす恐れのある空家などに対して立入調査を実施し、庁内の関係部署で構成する神栖市空家等対策委員会により、311戸の空家などを特定空家などに認定しました。
- 空家などの多くが未登記や未相続で、所有者などの把握が非常に困難であるため、指導などの迅速な行政手続きに努めるほか、今後高齢者世帯が増加することにより、さらなる空家などの発生が懸念される状況にあるため、今ある家屋の空家化防止への対策が必要です。

### ◆本市の犯罪発生件数

(単位:件)

|       | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 窃盗犯 | 知能犯 | 風俗犯 | その他 | 合計    |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 平成24年 | 5   | 72  | 945 | 19  | 8   | 190 | 1,239 |
| 平成25年 | 3   | 58  | 840 | 17  | 14  | 165 | 1,097 |
| 平成26年 | 10  | 62  | 974 | 23  | 7   | 144 | 1,220 |
| 平成27年 | 6   | 101 | 883 | 25  | 3   | 155 | 1,173 |
| 平成28年 | 8   | 65  | 799 | 18  | 6   | 126 | 1,022 |

資料:鹿嶋警察署

### 基本方針

- 警察署、関係団体などと連携しながら、防犯対策の強化を図ります。
- 防犯カメラや防犯灯のインフラ整備の充実を図ります。
- 特定空家などに認定された物件に対し、法及び条例に基づいて、所有者などに対して指導するなど、適正管理を図ります。
- 所有者などが、空家などの相続や管理、利活用に関して相談できる場所を設けることにより、空家化の防止や利活用を図ります。



## 施策の体系

|             |   |            |
|-------------|---|------------|
| ② - 3<br>防犯 | ① | 防犯体制の強化    |
|             | ② | 安全な地域環境の創出 |

## 主な施策の概要と方向性

### ① 防犯体制の強化

| 施策           | 概要・方向   |
|--------------|---|
| 地域防犯体制の強化    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○神栖警察署、関係団体などと連携しながら、防犯対策の強化を図ります。</li> <li>○防犯カメラやLED防犯灯の設置、青色防犯パトロール車による巡回により、地域防犯体制を強化します。</li> </ul> |
| 防犯意識の高揚      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の防犯意識を高めるために、学校、家庭、関係機関と協力しながら、防犯キャンペーンなどのPR活動を実施します。</li> </ul>                                      |
| 防犯・暴力追放運動の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○神栖警察署など関係機関と連携し、防犯運動、暴力追放運動を展開します。</li> </ul>   |

### ② 安全な地域環境の創出

| 施策           | 概要・方向  |
|--------------|--|
| 防犯灯の整備       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪の未然防止、交通の安全確保のため、今後も引き続き通学路などの生活道路に防犯灯の設置を進めます。</li> </ul>   |
| 防犯カメラの設置     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪の未然防止を図るため、街頭防犯カメラの設置を進めます。</li> </ul>   |
| 空き地等の適正管理の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○空き地などの所有者や管理者、近隣住民の協力を得ながら、適正な管理に努めます。</li> </ul>  |
| 特定空家等への指導等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定空家などの所有者等に対して、管理不全状態を改善するように助言・指導、勧告、命令を行います。所有者が命令に従わず、特定空家などが放置されることが著しく公益に反すると判断された場合には、戒告を経た上で本市が解体などの措置を代行します。</li> </ul> |
| 相談体制の整備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本市が相続や不動産などの専門団体と協定を結び、相談先を確保することで相続手続きの円滑化を図るほか、空家やその跡地の利活用により空家化抑制を図ります。</li> </ul>  |

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

数値目標等

| 項目        | 目標の考え方                  | 2016年度 | 2022年度  | 備考 |
|-----------|-------------------------|--------|---------|----|
| 防犯灯の整備数   | 犯罪の未然防止などのため、防犯灯を整備する   | 9,656基 | 10,000基 |    |
| 防犯カメラの設置数 | 犯罪の未然防止などのため、防犯カメラを設置する | 2か所    | 14か所    |    |



## 2-4 交通安全

### 現状と課題

- 本市は、自動車の利用率が高く、また、鹿島臨海工業地帯を有することから主要幹線道路は大型車両が昼夜をとおして通行しており、これらを要因として多発する交通事故の抑止は、安全・安心なまちづくりを進めるために、重要な要素となっています。
- 交通事故の未然防止のため、地域の実情に応じた交通安全施設の整備や老朽化に伴う定期的な改修が求められます。
- 子どもや高齢者などを中心とした交通安全教育を推進するとともに、交通ルールの厳守と交通マナーの向上を推進するため、今後も積極的に交通安全意識の啓発活動を行う必要があります。
- 高齢者の運転による事故が増加傾向にあることから、高齢者の運転免許証の自主返納を促進する必要があります。

### ◆本市の交通事故発生件数

(単位:件)

|       |     |
|-------|-----|
| 平成24年 | 527 |
| 平成25年 | 411 |
| 平成26年 | 359 |
| 平成27年 | 279 |
| 平成28年 | 307 |

資料:鹿嶋警察署

### 基本方針

- これまでの交通安全対策は、車中心の対策となってきましたが、今後は歩行者の視点も重視し、生活道路などにおけるカーブミラーやスクールゾーンなど安全施設の整備を推進します。
- 体系的な交通安全教育や交通安全キャンペーンを推進します。

### 施策の体系

|             |   |                 |
|-------------|---|-----------------|
| 2-4<br>交通安全 | ① | 安全な地域環境の創出      |
|             | ② | 交通事故被害者の救済      |
|             | ③ | 交通安全教育の推進       |
|             | ④ | 交通安全運動の推進       |
|             | ⑤ | 高齢者運転免許証自主返納の促進 |

## 主な施策の概要と方向性

### ① 安全な地域環境の創出

| 施策         | 概要・方向   |
|------------|---|
| 交通安全施設等の整備 | ○歩行者、車両の双方の視点に立ちながら、生活道路などにおける安全施設(カーブミラー、スクールゾーンなど)を設置し、安全・快適な交通環境の整備を推進します。 |
| 歩道等の整備     | ○歩行者が安全に通行できる歩行者用の通路の整備を推進します。  |

### ② 交通事故被害者の救済

| 施策          | 概要・方向   |
|-------------|---|
| 交通災害共済加入の促進 | ○交通事故被害者の救済を目的とする共済制度への加入を促進することで、交通安全に対する意識を高めるとともに、市民の生活の安全と福祉の増進を図ります。 |

### ③ 交通安全教育の推進

| 施策        | 概要・方向  |
|-----------|--|
| 交通安全意識の高揚 | ○多くの交通事故は、不注意や無理な行動が原因で発生していることから、このような事故を防ぐため、体系的な交通安全教育を推進します。 |

### ④ 交通安全運動の推進

| 施策              | 概要・方向   |
|-----------------|---|
| 各種交通安全キャンペーンの実施 | ○交通事故を防止するため、交通安全キャンペーン運動を展開し、運転者のみならず歩行者や自転車利用者にも、交通ルールの厳守とマナーの向上を促進します。 |

### ⑤ 高齢者運転免許証自主返納の促進

| 施策                | 概要・方向   |
|-------------------|---|
| 高齢者運転免許証自主返納支援の実施 | ○運転免許証を自主返納した75歳以上の方に対し、タクシー利用券3万円分を交付することで、運転免許証の自主返納を促進し、高齢者の運転による交通事故の抑制を図ります。 |

## 数値目標等

| 項目             | 目標の考え方                                | 2016年度         | 2022年度          | 備考 |
|----------------|---------------------------------------|----------------|-----------------|----|
| 交通安全教室の開催数     | 交通マナーを身に付ける体系的な交通安全教育を推進する            | 53回            | 60回             |    |
| あんしん歩行エリアの整備状況 | 歩行者の安全を守るため、歩行者用の通路を整備する              | 17路線<br>5,109m | 19路線<br>13,000m |    |
| 高齢者運転免許証自主返納者数 | 高齢者の交通事故抑制を図るため、75歳以上の運転免許証の自主返納を促進する | 0名             | 300名            |    |



Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



## ② - 5 消費者支援

### 現状と課題

- 消費生活センターへの相談内容は複雑多様化しているため、他部署、他機関、一般事業所などと連携を図り、情報提供先を拡大し、一層の消費者被害の拡大防止と未然防止に努めることが重要です。
- 悪質商法の被害を未然に防止するため、高齢者自身が関心を持ち、消費者教育を受けることに加え、地域での見守り体制の強化が必要です。
- 関係部署・専門家と連携した相談体制の強化と消費者安全の確保のための地域協議会・ネットワークの構築に取り組むことや消費者団体が地域見守りの担い手として活動できるよう今後も自主的な学習活動を支援していくことが必要です。

### 基本方針

- 複雑多様化する相談に対応するため、法律専門家や自治体内部の関係部署との連携強化に努めます。
- 消費者の安全・安心の確保のため、消費生活情報を提供するなど、消費者被害の拡大防止に努めます。
- 消費者関連団体の自主活動を支援します。

### 施策の体系

|                |   |              |
|----------------|---|--------------|
| ② - 5<br>消費者支援 | ① | 消費者の安全・安心の確保 |
|                | ② | 消費者教育の推進     |
|                | ③ | 消費生活センターの運営  |
|                | ④ | 消費者関連団体の育成   |

## 主な施策の概要と方向性

### ① 消費者の安全・安心の確保

| 施策             | 概要・方向  |
|----------------|--|
| 消費生活情報や警戒情報の提供 | ○国民生活センター、県消費生活センターと連携を図りながら、広報紙、ホームページへの消費生活情報の掲載や公共施設に設けた消費者コーナーの充実を図り、広く情報提供することで消費者被害の防止に努めます。 |
| 情報提供機能の強化      | ○被害防止に関する情報の浸透を図るため、各種団体、行政区などへの「出前講座」を実施します。  |

### ② 消費者教育の推進

| 施策       | 概要・方向   |
|----------|---|
| 消費者教育の推進 | ○消費者が自立した消費者として、適切な選択ができるよう幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた消費者教育の充実を図ります。<br>○教育委員会と消費生活センターの連携を強化し、児童生徒を対象とした消費者教育を推進します。 |

### ③ 消費生活センターの運営

| 施策            | 概要・方向  |
|---------------|--|
| 消費生活相談窓口の体制整備 | ○消費生活相談員により、複雑多様化する相談に対応します。<br>○法律専門家や関係機関などと連携し、助言・あっ旋・紹介などを行い消費者トラブルの解決に努めます。 |
| 地域での見守り体制の整備  | ○高齢者の消費者被害の未然防止のため、ホームヘルパー、民生委員、行政委員などと連携し、悪質商法から高齢者を守ります。                       |

### ④ 消費者関連団体の育成

| 施策         | 概要・方向   |
|------------|---|
| 消費者関連団体の育成 | ○消費者関連団体自らが消費者全体の利益を確保するため、市場における監視機能を高め、情報を発信していけるよう、団体の自主的な学習活動や実践活動を支援します。 |

## 数値目標等

| 項目          | 目標の考え方   | 2016年度 | 2022年度 | 備考 |
|-------------|--|--------|--------|----|
| 消費者出前講座の開催数 | 自立した消費者の育成を目指して、幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じた出前講座による消費者教育の充実を図る | 48件    | 60件    |    |

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3